インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの思い出と その後のソフトな法整備支援

前学習院大学法学部教授・弁護士 草 野 芳 郎

第1 はじめに

私は、独立行政法人日本国際協力機構(英文名称 Japan International Cooperation Agency,以下「JICA」という。)が2007年3月から2年間にわたって実施した「インド ネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」(以下「和解プロジェクト」という。) に短 期専門家として関与し、「裁判所におけるメディエーション手続に関するインドネシア共 和国最高裁判所規則 2008 年第1号」(以下「2008 年最高裁規則」という。)の制定に関与 しました。このプロジェクトを実質的に進行したのは、法務省法務総合研究所国際協力 部(英文名称 International Cooperation Department,以下「ICD」という。)であり、弁護士 である角田多真紀専門家1人がジャカルタに派遣され、私はアドバイザリーグループの一 員として日本で後方支援するとともに、短期でジャカルタへ行き、セミナーや意見交換を やったのでした。この和解プロジェクトは、残念ながらその後継続されることなく終了し、 JICA との縁は切れたのですが、私自身は、その後も、ICD と協力して、インドネシアを 訪問し、2008年最高裁規則の実施状況を観察するとともに、インドネシアとの関係を深 めて行きました。その間、インドネシアの方々から JICA プロジェクトの復活の要請を何 度もされましたし、また、ICD が並々ならぬ覚悟で JICA プロジェクト復活について努力 している姿を見ました。その努力の甲斐あって、2015年には知財関係で「ビジネス環境 改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」1がスタートしたことは、本 当に良かったと思っています。

私自身は、インドネシアに駐在したことがあるわけではなく、本職である学習院大学教授のかたわらに和解プロジェクトの一部に関与しただけであり、現実に汗を流した角田多真紀専門家や ICD 教官に比べると関与の程度は低く、この一文を書くことが相応しいかについては内心忸怩たるものがあります 2 。しかし、私には、①過去に裁判官として和解を熱心にやってきたこと、②大学の研究者として客観的に観察していたこと、③インドネシアの人と心温まる交流体験をしてきたことから、インドネシアの和解、調停事情について、和解プロジェクトの思い出とその後の私のソフトな法整備支援について語ることにもそれなりの意義はあろうかと思っている次第です。

¹ 横幕孝介「インドネシア新プロジェクトがスタート〜ビジネス環境改善のための知的財産権保護・ 法的整合性向上プロジェクト〜 | ICD NEWS 67 号 51 頁

 $^{^2}$ 角田多真紀「インドネシア法整備支援 和解・調停制度強化支援プロジェクト プロジェクト成果分析調査報告書」http://www.moj.go.jp/content/000068870.pdf に詳しく和解プロジェクトの内容が記載されています。

第2 和解.調停に関するインドネシア最高裁規則の変遷

1 インドネシアでは、不思議なことに現在までインドネシア人による民事訴訟法が制定されていません。第二次大戦以前のオランダ統治時代のオランダ語による改正インドネシア手続法(略称 HIR, 1848 年, 1941 年)、ジャワ、マドゥラ地域以外のための域外手続法(略称 RBG, 1927 年)のインドネシア語訳が今なお民事訴訟法として使用されている状態にあるのです。

HIR130条とRBG154条には、インドネシアの和解(Perdamaian、プルダマイアン、日本の和解に相当するもので、違いはありますが、似ている面が多いので、以下は和解という言葉を使用します。)について、次のように規定しています(筆者による仮訳)。

- ① 原告と被告が定められた期日に出席した場合,裁判所は裁判長を介して両当事者の間で和解が成立するように試みる。
- ② 両当事者の間で和解が成立したときは、その期日に和解合意書を作成し、両当事者はこれに従う義務を負う。和解合意書は和解判決されることにより執行力を取得する。
- ③ 和解判決に対しては上訴することはできない。
- 2 インドネシアの司法改革は1990年代初頭から問題とされていたのですが、具体的に顕著となったのは、1997年のアジア通貨危機により経済に深刻な打撃を受け、外国等から司法改革を迫られたことでした。インドネシアでも司法改革の機運が高まり、2000年前後にかけて、最高裁判所のもとでの司法権の統一、司法委員会、憲法裁判所の設置などの改革が進められました。

民事裁判の分野では ADR を導入しようということになり、調停 (Mediasi, メディアシ, 日本の付調停に相当するのですが、スタイルは英米型のメディエーションに類似しており、理解の便宜のために、メディエーションの訳語を用いることとします。)を使うことにより、HIR や RBG が定める和解の実現を図ろうとして、2003 年に「裁判所におけるメディエーション手続に関するインドネシア共和国最高裁判所規則 2003 年第 2 号」(以下「2003 年最高裁規則」という。)を制定、施行しました。

2003年最高裁規則は全く普及せず、その後、日本による 2008年最高裁規則による 改正となったのですが、この点は次項以下に詳しく述べることにします。現在は、 2016年にオーストラリアの支援による「裁判所におけるメディエーション手続に関 するインドネシア共和国最高裁判所規則 2016年度第1号」(以下「2016年最高裁規則」 という。)により更に改正されています。

第3 日本のインドネシアに対する法整備支援(JICAによるハードな支援)

1 インドネシアは、2001年正式に、日本に司法改革についての法整備支援を要請し、 日本側はこれを受諾しました。JICA が実施主体となり、ICD が実際に担当して、イ ンドネシアに対する法整備支援を実施することになったのです。

2 ICD の取り組み

ICD は、2002 年から 2006 年まで 5 回にわたってインドネシアの法律関係者を日本に招き、日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーを実施したのですが、2006 年度研修は、過去の研修員の中で提言能力がある者や裁判所内で政策決定権限のある高官に絞って研修員に指定し、講義だけでなく、日本の裁判所の調停・和解の実務を傍聴したり、模擬調停を実施するなどした上で政策提言集を作成しました。政策提言集の中で特徴的だったのは、日本の和解制度のように、裁判官がいつでも和解できる制度の導入を強く希望していることでした。

その当時は、オーストラリアの支援により 2003 年最高裁規則が施行されていました。 5 庁のパイロットコートで試みたとのことですが、殆ど効果があがっていなかったようです。この規則は、アメリカ合衆国コロラド州で行われている方式を基本にして、オーストラリアやシンガポールの方式を参考にしたもので、18 条からなるシンプルなものでした。

3 和解プロジェクトの実施

(1) 和解プロジェクトで行われた概要

最初の1年は2008年最高裁規則の完成を目標とし、残りの1年は、技術指導と広報を目的に裁判官・書記官研修の実施を柱としました。

① 現地セミナー (3回)

ジャカルタで、司法関係者を招き、日本の和解、調停を紹介するとともに、2008 年最高裁規則作成の方向について議論しました。これは、日本の和解・調停の良さ をインドネシア側に理解してもらうことに有益でした。

② 本邦研修(2回)

日本において約2週間にわたって合宿して研修するもので、その間、講義だけでなく、裁判所、弁護士会等の実務の見学、模擬和解、模擬調停を体験するもので、研修の目的と連帯を深めるのに有益でした。

③ 最高裁規則の完成・施行

現地の角田専門家はインドネシア側のワーキンググループと最高裁規則の改正について議論を重ね 2008 年最高裁規則を成立、施行させたのでした。

④ 裁判官・書記官研修の実施

ワーキンググループ以外の人に 2008 年最高裁規則を普及することと技術の向上 が課題でした。このために、計3回裁判官と書記官の研修を実施しました。

⑤ 最高裁規則注釈書の作成と模擬メディエーションの DVD 作成

インドネシアは、国土は広く、島も多いので、研修に参加できない裁判官や書記官の数は多いので、2008年最高裁規則の円滑な実施を目的とし、注釈書を作成しました。また、メディエーションの技術指導を目的とし、インドネシアによくあるケースをインドネシア人に出演してもらって、模擬 DVD を作成しました。

(2) 本プロジェクトにおいて日本側が留意したポイント

本プロジェクト実施にあたって日本側が心がけたのは、インドネシアの司法関係者だけでなく、インドネシア国民にとって有益なものとなる法整備支援をしようということでした。そのためには、日本側とインドネシア側の双方が、①日本の和解・調停とインドネシアのメディエーションの制度上の相違、運用上の相違を理解し、②日本の和解・調停が成功している原因を分析し、③インドネシアで受け入れやすいものを選択するということが前提となると考えたのです。この点は、欧米のドナーが自国の制度を最良のものとして、被支援国にそのままを受け入れさせようとしたことと、全く違うところです。

4 日本とインドネシアの制度及び運用の具体的相違

(1) 和解の執行力について

日本では、当事者間に成立した合意が書記官作成の和解調書に記載されれば、確定 判決と同一の効力があり、執行力があります(民事訴訟法 89条)。調停も同様に調停 調書に記載されれば執行力があります(民事調停法 16条, 家事事件手続法 268条 1 項)。 インドネシアでは、和解が成立しても和解合意書だけでは執行力はなく、その後に和 解判決をすることによって執行力が発生します(前掲 HIR130条と RBG154条)。メディ エーションにも和解判決が必要です。

(2) 和解と調停の違いについて

日本では、調停は訴訟手続とは異なっており、裁判を避けるために存在しています。 そのために、裁判となる前に利用することが普通で、手続費用も安く、調停委員の報 酬は国庫の負担で、国民に利用しやすいようになっています。インドネシアでは、メ ディエーションは和解の一種と観念されています。メディエーションが成立すること により和解の合意ができたことになり、その後 和解判決をすることにより執行力が 生じるのです。

インドネシアの裁判所では民事訴訟以外に紛争を解決する手続がなく,訴訟を提起 した後にメディエーションをすることになっており,この点では,日本の付調停に似 ています。

民間のメディエーターを利用した場合の費用は当事者の負担となっており、日本に 比べ費用がかさむことになります。

(3) 裁判官の専門性と事務分配

日本では、小さな裁判所以外は、裁判官が担当する事件は民事と刑事で専門化しています。大きな庁では、民事、刑事の中でも更に専門化しています。このことが事件処理の効率化と裁判官の専門事件の習熟に効果を上げています。そして、事件の配点は予め定められた事務分配規定に従って機械的に行われており、裁判所長が関与することはありえない構造となっています。このことが公正を担保すると日本では信じられているのです。

インドネシアでは、裁判官は民事と刑事の双方を負担することとなっており、専門

化されていません。裁判所の事件数は刑事事件が圧倒的に多く,このことが,裁判官の意識を刑事事件処理の方に向けさせており,メディエーションに意識を集中することができない原因の一つとなっているように思われます。そして,事件の具体的配点は,事件の難易や裁判官の事件処理状況等を勘案し,裁判所長が決めることになっているのです。このことは,その時の状況に応じて柔軟に配点できるために裁判官の仕事量の実質的公平が確保できるようにも考えられるのですが,事件により金になる事件(賄賂を取ること)とならない事件を分けることが可能になること,所長自らが事件処理をすることも可能であること,インドネシアでの汚職の実体を考慮すると,公正を担保するためには日本の制度の方が優れているように思われます。

インドネシアには汚職撲滅委員会という組織があり、公務員の汚職を厳しく取り締まっていますが、裁判官も逮捕されています。ショックだったのは、数年前に憲法裁判所の長官まで逮捕されるということも起きています。

5 2008 年最高裁規則の改正のポイント

(1) 和解勧試の時期,回数について

日本では、和解はいついかなるときでも試みることができるとされています(民事訴訟法 89 条)。インドネシアでは、裁判官の間では一般に和解は第1審の第1回期日に限り試みることができると理解されていました。そのため、第1審の第1回期日以後は、和解は行われておらず、控訴審、上告審ではできないと解されていました。もっとも、まれではあるが当事者の希望により、第1審の第1回期日以後や、控訴審においても当事者の合意に対し、和解判決がされた例はあるとのことです。HIR や RBGの条文の上では、第1回期日以外に和解をしてはならないとの規定はありませんから、和解をいつ実施しても違法の問題とはならないはずですが、インドネシアの裁判官の意識では、第1回期日以後の和解はすべきでないとの意識が強固に支配していたものと思われます。

2008年最高裁規則では、第1回期日ではメディエーションを原則的に実施し、それ以後は、受訴裁判所は和解を何度でも勧試できることが明文で定められました。これは、1審だけでなく、控訴審、上告審、再審においても和解を可能であることを明確に示したものであり、日本の実情をインドネシア側が十分に理解し、それを取り入れたもので、画期的なものです。

(2) 実施期間の制限

日本では、裁判迅速化法により、民事事件をできるだけ2年以内に終了しなければならないとする規定はありますが、和解や調停の実施期間に制限を定める規定はありません。

インドネシアでは、裁判は6月以内に終了しなければならないとする原則規定があり(当時。現在は5月以内となっています。)、メディエーションにも細かい期間制限があります。そのために2003年最高裁規則においては、22日間(例外的に30日間)と期間制限がきびしく、実施が困難であるとの意見が日本で研修を受けている裁判官

から出されていました。2008年最高裁規則条では、この期間が40日間(14日間延長可能)と緩められましたが、制限は依然として残っています。

- (3) メディエーターの資格
 - ① 日本の調停委員は適任者であること以外に、特段の資格要件はなく、身分は非常勤の公務員となっています。また、裁判官は当然に調停を担当できます。

インドネシアではメディエーターの資格が定められており、民間人だけでなく 裁判官であっても原則として最高裁の認証を受けたメディエーター養成機関の研 修を終了したものでないとメディエーションを担当できないことになっていま す。2008年最高裁規則においても、裁判官の場合は、当該裁判所にメディエーター 資格を持っている裁判官が1人もいない場合は、資格を持っていない裁判官もメ ディエーションができるとの例外規定はありますが、資格が必要であるとの原則 は維持されています。

- ② 当事者は以下の選択肢の中からメディエーターを選ぶことができます。
 - ア 事件を担当する裁判官

2003年最高裁規則では訴訟を担当する裁判官はメディエーターになれないと規定されていましたが、2008年最高裁規則では可能になりました。また、第1回期日後の和解の場合は、訴訟を担当する裁判官であれば、訴訟のどの段階でも和解を勧試できることになりました。これは、英米型のメディエーションから日本型への転換です。

- イ 事件を担当しない同一裁判所の裁判官
- ウ 弁護士又は法律学者
- エ 事件についての専門的知識・経験を有する者

ウ号とともに裁判官以外のメディエーターを選ぶことを可能にする条項です。前述したように、裁判官をメディエーターに選択した場合は、費用はかかりませんが、それ以外は日当等の費用が当事者負担となるので、裁判官以外のメディエーターが利用される可能性は乏しいのです。

(4) メディエーションの原則的前置

日本では、調停前置となっているものは、人事事件(家事事件手続法 257 条 1 項)、 借地、借家の賃料の増減事件(民事調停法 24 条の 2)などに限定されていますが、 インドネシアでは、例外を除いて全民事事件にメディエーションが前置されています。 そして、メディエーションを経ないでなされた判決は HIR130 条若しくは RBG154 条 違反となり無効とされています。

例外とされているものは、商事裁判所、労働紛争裁判所で処理される訴訟事件、営業競争監視委員会の決定に対する異議事件ですが、これらの事件は特別法廷の事件と され、地方裁判所や宗教裁判所の一般の法廷の管轄外であることによります。

(5) メディエーションと裁判の関係

日本では、裁判事件が付調停となった場合、不調となっても、できるだけ調停での

資料を裁判においても有効に活用すべきだとされ、書記官が調停手続についての調書 を作成しています。受訴裁判所の裁判官は、当然に調停記録を読んで、裁判事件の進 行に役立てていますし、特に、専門家調停委員の意見書は重宝されています。

インドネシアでは、メディエーションは非公開とされ、書記官の立会いも許されず、 メディエーションが成立しなかった場合、記録は破棄され、何も無かった状態で裁判 に戻ることになっていました。

しかしながら、書記官の協力があることが、日本の和解、調停の成功原因の一つであり、インドネシアにおいても書記官研修を実施し、能力を向上させ、これを活用しないと改正最高裁規則は成功しないと日本側が力説したことが、2008年最高裁規則の施行に当たり、裁判官と書記官の合同研修が初めて実施される契機となりました。なお、メディエーションに書記官立ち会いは認められないが、メディエーション後の和解では、非公開ではないので、書記官の立会いは許されるとのインドネシア側からの説明を受けました。

(6) 即決和解の導入

日本の即決和解(民事訴訟法 275条)をヒントとして、メディエーター資格を有するメディエーターの仲介によって成立した和解合意書がある場合は、裁判所でのメディエーション手続を省略し、直ちに和解判決ができるとの規定が新設されています。インドネシア側はこれを「One day WAKAI」と呼び、今後の発展を期待しています。

(7) 和解の技術

インドネシア最高裁では、未済事件の増加に苦しみ、かねてから和解を使って事件を処理し、判決を減らしたいとの希望を持っていました。そのために、2002年に、和解を奨励し、成果を上げた人には昇進も含めて優遇する旨の通達を出したのですが、効果はなかったそうです。

一般の裁判官の反応は、和解のやり方も分からないし、やる気がしないというものであったようです。そこで、インドネシア最高裁は、どうしたら和解の技術を一般の裁判官に習得させることができるかに関心を持ち、本和解プロジェクト以前の本邦研修においても、日本の裁判官はどのようにして和解技術を習得しているかの質問があり、ICD の講義を通じて、私の「和解技術論」の存在を知り、そのインドネシア語訳を希望するということがあったそうです。そこで、私は、外国人には理解しづらい箇所を削除した簡略版を作り、2008 年 8 月に「WAKAI」というタイトルでインドネシア語版を出版しました 3 。この本は英語版からの翻訳で日本語版から見ると誤訳があるとの指摘があり、これを修正した新版を 2015 年 3 月に出版しました 4 。

(8) メディエーターに対する倫理規定と裁判官に対するインセンティブ 日本では、公務員の一般的な倫理規定以外に調停委員に対する倫理規定はないし、 裁判官が和解、調停を多数成立させ、成果を上げても、このことは本来なすべき仕事

³ Yoshiro Kusano WAKAI Terbosan Baru Penyelesaian Sengketa GRAFINDO 2008

Yoshiro Kusano WAKAI Terbosan Baru Penyelesaian Sengketa Ala Jepang GRAFINDO 2015

をしただけであって、最高裁判所から褒美が出たりするようなことはありません。

2008年最高裁規則では、メディエーターに対し倫理規定を置くことが定められており、また、メディエーションに成果があった裁判官には、インドネシア最高裁は褒美としてインセンティブを与えるとの規定が定められています。どのような倫理規定やインセンティブになるかは、インドネシア最高裁が別に定めることになっており詳細は不明ですが、日本とは文化が異なっていると実感したところでした。

(9) 和解プロジェクト期間内で達成できなかったもの

上級審での和解のあり方、メディエーションや和解の調書の作成方法、裁判官・書記官研修のやり方や技術指導の全国普及、広報活動などは将来の課題として残りました。この点は2009年11月に日本で実施したフォローアップ研修で、和解やメディエーションのロールプレイや調書の作成などの技術指導は行われたが、全国普及や広報活動には手がつけられない状態で、JICAのインドネシアに対する法整備支援そのものが終了しました。

第4 JICA 支援終了後のインドネシアに対する法整備支援の状況

1 ICD との共同支援

JICA プロジェクト終了後, どうなるかということがプロジェクト実施に現実に携わった専門家, ICD の担当者やインドネシア最高裁の関係者の不安であったし, JICA の資金という裏付けがないという状況で, どうするのが最善かというのが関心事でした。

というのは、オーストラリアが支援した 2003 年最高裁規則が殆ど普及しなかったのと同じことが 2008 年最高裁規則にも起こるのではないかと危惧していたのです。私は、2003 年最高裁規則の制定にも関与したワーキンググループの一員にも尋ねてみたのですが、彼は、「自分も同様に危惧している。規則制定後のアフターケアーが必要であるが、インドネシアの人間が最高裁に必要だと言っても最高裁は動かない。しかし、外国人に対してはいい顔をするので、貴方が毎年来てくれると最高裁も動き、普及の可能性がある。」ということでした。それで、私は、JICA による和解プロジェクトが終了しても、毎年インドネシアを訪問し、裁判所を訪ねようと思ったのでした。

とにかく、どうするのが最善かを話し合おうということで、2010年3月にICDの予算で、インドネシア最高裁の関係者3人(最高裁判事2人、地裁判事1人)をICDへ招待し、日本の専門家(筆者を始めとする大学関係者ら)やICD教官らと協議をしました。その結果合意されたことは、①日本側から毎年1回インドネシアに訪問すること(大学関係者が自分の研究費で出張し、ICD教官等の関係者が随行しロジを担当すること)、②日本で毎年1回12月ころにインドネシア側が希望する事項について研修をし、最低1人はICD予算で招くこと(当初の計画では1人だが、12月はインドネシアの最高裁の会計の締め切り月であるので、余裕がある場合はインドネシア側予算で追加するし、日本側の締め切りは3月であるが、予算に余裕が見込まれる場合は招待人数を追加する)ということでした。

この合意に基づき,2010年8月に,大学関係者4人とICD 関係者2人が,ジャカルタとメダンを訪問し,最高裁判所,地方裁判所,宗教裁判所,行政裁判所,司法研修所や大学を訪問し,日本の和解や調停の長所,特色,2008年最高裁規則の内容について講演,意見交換を実施したり,12月に予定されている日本での研修についての要望や資料を調査しました。ICD はこの調査をもとに2010年11月本邦研修を実施しました。

その後も、ICD と共同して 2011 年 8 月にはジャカルタ、デンパサールを訪問し、2012 年 8 月にはジャカルタ、スラバヤを訪問し、同様の活動をしました。

2 日本インドネシア法律家協会の設立とソフトな支援活動

私は、インドネシア訪問を重ねるうちに、インドネシアに行ったことのある日本人と日本に来たことのあるインドネシア人が中心にならないと交流はうまく行かないと思うようになりました。そこで、ICDと共同して支援活動をしている間に、関係者の間で、日本とインドネシア両国を結ぶ法律家の会を作ろうという意見が出て、2011年8月の準備会を経て、2012年8月に日本・インドネシア法律家協会(英文名称 Japan Indonesea Lawyers Association 略称 JILA)の創立総会を開き、私が理事長、インドネシア大学のヒクマハント教授が副理事長となりました。以後は、この JILA が民間の法整備支援及び両国の法律家の友好を担うことが合意されたのです。

2013年8月は、ICD は参加せず、JILA のメンバーだけでジャカルタ、パダンを訪問しました。インドネシア大学で JILA 総会を実施し、引き続き日本の ADR を主題としたセミナーを実施しました。また、司法研修所やチビノン地方裁判所で、オーストラリアン・エイドと共同して、メディエーションについてインドネシア、日本、オーストラリアを比較する国際セミナーを実施し、パダンではパダン地裁、アンダラス大学で日本の和解とインドネシアのメディエーションについての比較セミナーを実施しました。これを契機に、JILA 単独で、ソフトな法整備支援活動をするようになったのです。

私単独のものとしては、インドネシアの裁判官を、2012年から3年間、毎年2名、約2週間、学習院大学に招へいし、日本の裁判システム、和解、調停についての講義や裁判所等の見学を実施しました。2名の内訳は地方裁判所と宗教裁判所から各1名をインドネシア最高裁判所に人選してもらいました。予想外であったのは、2013年12月の招へいについて、インドネシア側が、7人のメンバーを自身の予算で追加したことであり、その中に、最高裁判事1人や司法研修所長も含まれていたことでした。このことは、インドネシア側が経済の発展とともに司法予算が潤沢になってきたことと、日本に対する関心が高まってきたことを示すものでした。

3 2008年最高裁規則後の状況

今回のプロジェクトは地方裁判所を念頭に置いたもので、ワーキンググループの裁判官も全員地方裁判所の人で、宗教裁判所の裁判官は参加していませんでした。インドネシアでの婚姻、離婚、相続等の紛争はイスラム教徒同士の場合は宗教裁判所が、その他は地方裁判所が管轄を持っているというタイプの司法多元主義であったので、宗教裁判所の反応が気にはなっていました。ところが、2008年最高裁規則施行後、宗教裁判所

の方が熱心にメディエーションを取り入れようとして努力していることを知ったのです。また、地方裁判所の裁判官は日本に行き、研修を受ける機会があるのに、宗教裁判所の裁判官に認められていないのは不公平だとの意見も耳にしました。それで、私の招へいでは宗教裁判所の裁判官を必ず加えるようにしたのでした。

当初は和解、調停について始まった支援ですが、インドネシアへの訪問や日本への招へいの回を重ねるうちに、インドネシア側の関心が、日本の裁判官の養成、民事訴訟法一般に拡大し、日本を参考にして司法改革をしたいとの真剣な熱意を感ずるものになりました。後述するように日本インドネシア法律家協会を結成することができたのもそれと無関係ではありません。

インドネシア側の関係者によるとメディエーションの成功率は5%以下だというあいまいな報告です。インドネシアでは統計が極めて不正確ですし、各裁判所の状況を統計として報告するということが行われていないのです。私は、統計の重要性、特に、日本では明治に裁判所が置かれて以来、しっかりした統計が取られていたことを伝えているのですが、残念ながらインドネシア側の関心が薄いのです。

そうではありますが、インドネシア側の関係者の日本の制度に対する理解も高まり、WAKAI、CHOTEIと自然に口にしますし、日本の他の法制度や裁判官養成制度、民事訴訟法の手続などに関心が広がってきているのを感じます。日本を訪問したい、日本語を勉強したいということを頻繁に聞くようになりました。

4 今後の課題と2016年最高裁規則について

現在は2008年最高裁規則は改正され、オーストラリアが支援した2016年最高裁規則が施行されています。2003年最高裁規則は、本則16条、付則2条の計18条、2008年最高裁規則は本則25条、付則2条の計27条でしたが、2008年最高裁規則は本則37条、付則2条の計39条と詳細なものとなっています。

オーストラリアが当初支援して作った最高裁規則を日本が改正し、更に再改正したというものですが、日本が改正した主なポイントはおおむね維持されています。少し、揺り戻されたものは、2003年最高裁規則が受訴裁判所の裁判官がメディエーターになれないとしたものを、2008年最高裁規則で当然になれるとしたところが、2016年規則では「同一の裁判所で受訴裁判所を構成しない裁判官及び有資格の裁判所職員がいないときは、受訴裁判所の裁判長が、受訴裁判所を構成する裁判官の中から有資格の裁判官を優先して指名し、メディエーターの職務を行わせる。」と改正されています。この点以外は、2008年最高裁規則の原則を維持しつつ、不備や疑問があったところを修正し、メディエーターの行為準則を詳細に定めたものということができます。

例えば、メディエーターの任務の手順として、第14条は次のように規定しています。 「メディエーターは、その職務を行うにあたり、次の各号の任務を行う

- a. 自己紹介し、当事者に互いに自己紹介する機会を与える;
- b. メディエーションの意義, 目的, 及び態様について, 当事者に説明する;
- c. メディエーターは中立で意思決定を行わないという立場と役割について説明する;

- d. 当事者と、メディエーションの進行についてのルールを決める;
- e. メディエーターは、他方の当事者が同席せずに一方の当事者とのみ面談することができる旨を説明する(交互面接):
- f. 当事者と一緒に、メディエーションの予定を作成する;
- g. メディエーション予定表に記入する;
- h. 当事者に、問題点と和解案を述べる機会を与える;
- i. 問題点をすべて列挙したうえで、優先順位に従って話し合う項目を整理する;
- j. 当事者が次の各号に掲げる事項を行えるように、当事者を促し、そのための環境を 整える;
 - 1. 当事者の利害関係について掘り下げて考える;
 - 2. 当事者双方にとって最善となるような様々な解決の選択肢を考える;
 - 3. 解決に向けて協力する;
- k. 当事者による和解合意書の作成を支援する;
- 1. メディエーションの成立, 不成立, 又はメディエーションを実施できなかった旨を, 受訴裁判所に報告する;
- m.当事者の双方又は一方が誠実ではない旨を表明し, 受訴裁判所に報告する;
- n. メディエーターの職務を行う上でのその他の任務。」

日本では、このようなことは各裁判官や調停委員のプラクティスにおけるノウハウと して共有されるべきもので、規則化されるものではありませんが、国や裁判官の意識の 違いが感ぜられ、興味深いです。

2016年最高裁規則は、2008年最高裁規則の運用によって生じた問題点の解消を目的としてされたもので、内容も妥当なものと思われます。和解プロジェクトが続行されていたら、日本の支援によりもっと良いものができたのではないかと思われなくもないですが、今回の改正となった点に和解プロジェクト終了後の私達のささやかなソフトな支援の成果も血となり肉になったと信じるものです。

第5 終わりに

今年も、9月4日から11日までの日程でインドネシア訪問(ジャカルタ、ロンボク島マタラム)をしました。ジャカルタではJILA総会、ダルマプルサダ大学、北ジャカルタ地方裁判所、司法研修所、最高裁判所、JICA知財プロジェクト事務所を、マタラムでは、マタラム大学、マタラム地方裁判所を訪問し、意見交換やセミナーなどを実施しました。

私が担当したかつてのJICAプロジェクトでは、インドネシア側からの話は、日本がどれだけの資金を出してくれるかというのが多かったのですが、今回の特徴は、インドネシア側からインドネシアの費用で積極的に日本と交流を持ち、日本に行きたいので、受け入れに協力してほしいということが多かったことでした。日本との交流に価値があることを実感したからだと思います。

私達がして来たことは、現地で互いに顔が見える距離で、率直な意見交換をしていると

いうことだけで、時にはマンネリかなと思うようなこともあったのですが、今回の訪問で特に感じたことは、1年に1回程度の訪問でも、回数が重なれば信頼という効果を生じ、それが累積して行くことにより大きな力になるということでした。小さな金利でも複利で運用すれば、年数が経てば大きくなるのと同じです。

今後ともJILAの活動を通じて、日本とインドネシアの法律家の交流を進めるとともに、 JICAの新知財プロジェクトを影ながら支えていくソフトな支援を実行したいと思っているものです。